

平成 26 年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】
(テーマ)

病院事業及び福祉施設の財務事務及び事業の管理について

平成 27 年 3 月
山形県包括外部監査人
尾形吉則

概 要 版

第1章	総論.....	2
第1	包括外部監査の概要.....	2
1	監査の種類.....	2
2	選定した特定の事件（テーマ）.....	2
3	特定の事件を選定した理由について.....	2
4	包括外部監査の実施期間.....	3
5	包括外部監査の対象期間.....	3
6	包括外部監査の方法.....	3
7	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格.....	4
8	利害関係.....	4
第2	包括外部監査の監査結果.....	5
1	監査の結果について.....	5
2	監査結果及び意見の要約リスト.....	6

概 要 版

この概要版は平成 27 年 3 月 13 日付けで作成された「平成 26 年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」の記載を要約したものです。

第 1 章 総論

第 1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

病院事業及び福祉施設の財務事務及び事業の管理について

3 特定の事件を選定した理由について

山形県を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少、社会保障関連経費の増加、歳入の減少など、全国と同様、非常に厳しい状況にある。このような環境の中、山形県では、平成 25 年 3 月に今後 4 年間の県の行財政改革の方向性を示す「山形県行財政改革推進プラン」を策定し、取組みの一つとして「持続可能な財政基盤の確立」を掲げている。本監査では、以下の観点から、「病院事業局における経営改善の推進」及び「出先機関の見直し方針」に盛り込まれた福祉施設の運営状況について検証した。

（病院事業の財務事務及び事業の管理）

医師不足の深刻化や少子・高齢化の進展、地方公営企業会計制度の見直しや診療報酬の改定への対応、老朽化する病院施設への対応など、病院事業を取り巻く環境は厳しい状況にある。こうした状況の中、山形県では「山形県病院事業中期経営計画」及び平成 27 年度以降の次期経営計画に基づき、経営基盤の強化を図るとしている。平成 24 年度の病院事業全体の総収支は黒字となったが、引き続き厳しい経営状況が続くと見込まれている。なお、テーマ選定後確定決算において、平成 25 年度は総収支で赤字となった。

平成 27 年度からの次期経営計画に基づく取組みの前に、各病院の現状や抱える課題等を検討し、病院の収支構造を明らかにするとともに、病院事業の財務事務が適切になされて

概 要 版

いるか、県立病院と地域医療機関との役割分担や連携が効率的・効果的に図られているかなど、現在の経営計画の取組みを検証することは意義が大きいことと考え、今回の一つ目の外部監査テーマに選定した。

(福祉施設の財務事務及び事業の管理)

一つ目のテーマとした県立病院をはじめとする医療機関との連携が必要な施設であることも踏まえ、前述の「出先機関の見直し方針」の中で、福祉分野から取り上げられている「総合療育訓練センター」、「福祉型障がい児入所施設（旧：知的障がい児施設）」及び「鶴岡乳児院」について、各施設の収支構造を明らかにするとともに、当該施設の財務事務が適切になされているか、また、施設のあり方も含めて効率的・効果的な運営を目指し「見直し方針」に沿った取組みが行われているかを検証することは意義が大きいと考え、今回の二つ目の外部監査テーマに選定した。

4 包括外部監査の実施期間

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成 25 年度の執行分

(必要に応じて他の年度も対象とする。)

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 事務が法令、規則などに準拠しているか
- ② 収入・経費の水準は妥当か
- ③ 設備投資を含めた将来計画は妥当な水準にあるか
- ④ 病院間、施設間、地域の機関との役割分担や連携が図られているか

(2) 監査手続

- ① 関係書類の閲覧
- ② 関係部局への質問

概 要 版

- ③ 病院施設・福祉施設の現地調査
- ④ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士 尾 形 吉 則

(2) 補助者

公 認 会 計 士 柴 田 真 人

公 認 会 計 士 天 野 孝 俊

公 認 会 計 士 松 田 卓 也

公 認 会 計 士 加 藤 溪

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

概 要 版

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成27年1月末現在の判断に基づき記載している。

概 要 版

2 監査結果及び意見の要約リスト

(1) 病院事業の財務事務及び事業の管理（第2章）

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
第2章 第3 経営改善への取組み			
1	<p>（病院事業の経営改善）</p> <p>料金収入で賄うことが困難な事業に対して繰入が認められる一般会計繰入金があってもなお、総収支が赤字となっている。次期中期経営計画に対して、収入の増加、経費の効率化に向けた具体的取組みを盛り込むこと等により、病院事業総収支の黒字化への方策を検討されたい。</p>	意見	P63
2	<p>（中央病院における院内保育所制度のあり方）</p> <p>現行制度は職員ニーズに合致しておらず、利用実績が極めて低い状況であった。新たな院内保育所設置に当たっては、職員の声を適宜取り入れ、非効率な運営とならないよう稼働率等の指標を用いたモニタリングを実施するなど、十分な対応を検討されたい。</p>	意見	P65
3	<p>（新庄病院の経営改善）</p> <p>平成25年度の収支は、総収支で前年度より423百万円悪化し、245百万円の赤字となった。経営改善を図るため、新庄病院が果たすべき機能を分析し、機能強化を図るとともに、早急に市町村や保健所等の関係機関と連携し、地域住民の医療ニーズの調査を行うなど、経営改善に向けた取組みが必要と考える。</p>	意見	P67
4	<p>（最上二次保健医療圏における新庄病院の役割発揮）</p> <p>新庄病院が、最上二次保健医療圏基幹病院であることを踏まえ、地域住民の安全安心を確保する観点からも、施設の老朽化への対応と併せ、今後、冬季間も利用可能な病院に近接したヘリポートの整備を検討されたい。</p>	意見	P67
5	<p>（河北病院と寒河江市立病院の連携）</p> <p>河北病院と同様、近隣の寒河江市立病院でも医師不足の状況がみられる。河北病院のアクションプランに基づき、高齢化の進展や受診行動の広域化を踏まえ、県内の限られた医師数を有効に活用する観点からも、寒河江市立病院と診療部門を相互に補完する連携について、更なる検討・推進をされたい。</p>	意見	P70
第2章 第4 医薬品及び診療材料			

概 要 版

1	<p>(新庄病院における実地たな卸結果の貸借対照表への反映状況)</p> <p>実地たな卸結果と貸借対照表上の貯蔵品残高に不一致があった。貸借対照表を承認する前に、補助簿としての薬品管理システム上の残高と照合するチェック体制をより強化しなければならない。</p>	指摘事項	P78
2	<p>(河北病院における実地たな卸結果の貸借対照表への反映状況)</p> <p>実地たな卸結果と貸借対照表上の貯蔵品残高に不一致があった。貸借対照表を承認する前に、補助簿としての薬品管理システム上の残高と照合するチェック体制をより強化しなければならない。</p>	指摘事項	P79
第2章 第5 固定資産			
1	<p>(各病院における固定資産の実地照合状況)</p> <p>4病院が、同じ規程等に基づいて固定資産の実地照合を行っているにもかかわらず、その精度に差がみられた。県立病院課が中心となって実務研修を行うなど、各病院間のレベルを平準化する対策を検討すべきではないか。その際には、他県の同規模病院の有効な実地照合方法の情報収集や、県立4病院がそれぞれで独自に行っている有益な取組みについて病院間で情報共有することも検討されたい。</p>	意見	P90
2	<p>(中央病院における固定資産の除却処理漏れ)</p> <p>固定資産台帳に登録されているが、現物がない固定資産が確認された。規程等に基づき除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>	指摘事項	P91
3	<p>(中央病院における固定資産台帳への登録単位)</p> <p>一式で購入・登録した固定資産の一部を更新する際、固定資産台帳上は、一部を除却処理し、更新分を別途新規登録している。この方法では、一式全てを廃棄した際に、除却処理漏れが起きる可能性があり、更新等を行う単位で固定資産台帳への登録を行うなどの改善を検討されたい。</p>	意見	P92
4	<p>(中央病院における固定資産台帳の数量差異)</p> <p>固定資産台帳に登録されている数量と、現物の数量が異なる固定資産が確認された。規程等に基づき、除却処理を行い固定資産台帳上の数量を修正する必要がある。</p>	指摘事項	P92
5	<p>(中央病院における修理不能な固定資産の除却処理)</p>	指摘事項	P92

概 要 版

	修理不能にもかかわらず、固定資産台帳に登録されたままの固定資産があった。当該資産について、規程等に基づき、除却処理を行い固定資産台帳を修正する必要がある。		
6	(中央病院における固定資産の個別識別) 標示票が貼付されていない固定資産が確認された。規程等に基づいた固定資産実地照合を行うためには、標示票の貼付等、個別に識別できるようにすることが必要である。	指摘事項	P92
7	(中央病院における実地照合の実施体制) 固定資産台帳と現物に不一致があるにもかかわらず、実地照合表では一致するとされていた事案があった。器械備品の数量が膨大であるにもかかわらず、固定資產業務の担当所属職員のみで対応しているため、詳細な実地照合ができていないことが要因と考える。リストを病棟ごとに分けて、各病棟の担当者に実地照合してもらい仕組みを構築するなどの対応を検討されたい。	意見	P93
8	(新庄病院における固定資産の除却処理) 固定資産台帳に登録されているが、現物がない固定資産が確認された。規程等に基づき、除却処理を行い固定資産台帳を修正する必要がある。	指摘事項	P93
9	(新庄病院における実地照合の実施時期) 実地照合時の時間的制約から、現物の所在が不明のまま、除却処理を行っていない固定資産が確認された。実地照合の実施時期を早め、追加調査を可能にするなど、最終的な実地照合結果が貸借対照表に反映されるよう、対応を検討されたい。	意見	P94
10	(新庄病院における固定資産の除却処理) 現物がないにもかかわらず、補正予算へ折り込むための時間的制約を理由に除却処理を行っていない固定資産が確認された。現金の支出を伴わない除却処理については、補正予算の時期によらず、除却処理を行う必要がある。	指摘事項	P94
11	(河北病院における固定資産の個別識別) 標示票が貼付されていない固定資産が確認された。規程等に基づいた固定資産実地照合を行うためには、標示票の貼付等、個別に識別できるようにすることが必要である。	指摘事項	P95
12	(鶴岡病院における固定資産台帳と設置場所の相違) 固定資産台帳上の設置場所と実際の設置場所が異なる固定資産が確認された。実情に合わせ、固定資産台帳を修正する必要	指摘事項	P95

概 要 版

	がある。		
13	（鶴岡病院における固定資産の除却処理） 現物が確認できないにもかかわらず、除却処理がなされていない事案が多数確認された。適時に除却処理を実施することが必要である。	指摘事項	P96
14	（新庄病院における職員用アパートの利用率） 入居率が低い2つの職員アパートについて、施設の有効活用という観点から、対応策を検討されたい。	意見	P100
15	（中央病院における使用料減額（免除）の申請理由の記載漏れ） 行政財産使用料減額（免除）申請書に、使用料減額（免除）申請の理由が記載されないまま、使用料減額の行政財産使用許可書を交付している案件が確認された。たとえ継続して許可している案件であっても、適正に対応すべきである。	指摘事項	P104
16	（中央病院における使用料減額（免除）の減免基準の適用誤り） 行政財産使用料減額（免除）申請書に記載された使用料減額（免除）申請の理由が、使用料減免基準に合致していないにもかかわらず、使用料減額の行政財産使用許可書を交付している案件が確認された。たとえ継続して許可している案件であっても、適正に対応すべきである。	指摘事項	P104
17	（中央病院における使用料後納（分割）の申請理由の記載漏れ） 行政財産使用料後納（分割）申請書に後納（分割）申請の理由が記載されていないにもかかわらず、行政財産使用料後納（分割）を承認している案件が確認された。たとえ継続して承認している案件であっても、適正に対応すべきである。	指摘事項	P105
第2章 第6 契約			
1	（1者随意契約理由） 河北病院及び鶴岡病院において「診療材料調達業務委託」を1者随意契約により行っているが、その理由書に記載された「全国的なデータ及び県立他病院のデータを持つ業者が他にないこと」では、理由として不十分である。1者随意契約の適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載すべきである。	指摘事項	P109
2	（経済的な調達の実施） 河北病院及び鶴岡病院において、「診療材料調達業務委託」に関する契約を1者随意契約にて締結しているが、より経済的な調達の可能性も確かめるべく、改めて業者等の情報収集を行い、複数者からの見積り合わせや競争入札の導入も検討されたい。	意見	P109

概 要 版

3	<p>(河北病院における「事務又は事業実施伺」の記載不備)</p> <p>執行日の記載のない「事務又は事業実施伺」が複数確認された。規程等に従い、決裁に基づき執行されていることを明らかにするためにも、当該日付の記載を徹底することが必要である。</p>	指摘事項	P109
4	<p>(中央病院における「支出伺」の押印漏れ)</p> <p>公印管理者印の押印が漏れている「支出伺」が複数確認された。規程等に基づき、適正に公印が使用されていることを明らかにするためにも、公印管理者印の押印を徹底することが必要である。</p>	指摘事項	P111
第2章 第7 給与計算			
1	<p>(医師不足解消に向けた取組み)</p> <p>平成25年4月1日現在で医師定数195人に対して21人の欠員が生じている。将来にわたって医師の県内定着を促すため、現在の医師確保に向けた取組みに加え、各県立病院が連携した臨床研修体制の構築、また、大学等関係機関の協力を得て幅広い視野で患者を診る総合診療(専門)医への対応など、実効性のある医師確保対策を講ずる必要があると考える。</p>	意見	P113
2	<p>(中央病院における時間外勤務時間数の誤り)</p> <p>時間外勤務命令簿と給与システムへの入力結果である勤務実績報告書を照合した結果、システム入力の誤りが確認された。確実な二次チェック体制を早急に構築する必要がある。</p>	指摘事項	P117
3	<p>(給与システムを活用した給与計算の実施)</p> <p>新庄病院・鶴岡病院において、エクセルなどで個人ごとに給与計算を行っていた。職員の事務負担軽減及び給与計算の正確性確保のため、特に対象職員が多い新庄病院に関しては、給与システムに付随した機能を活用し、給与計算の自動化を図るべきと考える。</p>	意見	P118
第2章 第8 出納業務			
1	<p>(診療報酬の団体請求分に係る調定額)</p> <p>病院によって、年度末時点で未収債権となる団体請求分の診療報酬(3月及び4月の団体請求分)の調定額算定時、実際入金される際の査定率を用いるか否かに違いがあった。平成26年度決算までにすべての病院で統一的な会計処理が行われるよう、対応する必要がある。</p>	指摘事項	P123
第2章 第9 情報セキュリティ			
1	<p>(新庄病院におけるID、パスワードの管理)</p>	指摘事項	P126

概 要 版

	<p>医事会計システムへアクセスするパスワードが 4 桁で設定されており、初期設定から変更なく運用されている。個人情報保護の観点から、規程等に従ったパスワード桁数及び変更ルールとするよう、早期の是正が必要である。</p>		
2	<p>(鶴岡病院における担当者ごとの ID、パスワードの付与)</p> <p>医事会計システムへアクセスするパスワードは、9 名の職員が共有しており、情報セキュリティが脆弱である。担当者ごとに ID 及びパスワードの付与を行うことを検討されたい。</p>	意見	P126
3	<p>(病院における情報セキュリティのあり方)</p> <p>各病院で、パスワードの設定桁数や変更期間が異なっている。個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、病院として望ましい情報セキュリティのあり方を病院事業局として検討されたい。</p>	意見	P126
4	<p>(鶴岡病院における記録媒体の管理)</p> <p>業務上、データ移行作業が必要な担当者 2 名が、それぞれ USB を保有・使用しているものの、USB の使用に関する規定がない。他の県立病院と同様、外部記録媒体使用に関するルールを定め、情報の管理を徹底するよう検討されたい。</p>	意見	P127

(2) 福祉施設の財務事務及び事業の管理について (第 3 章)

第 3 章 第 2 出先機関の見直し			
1	<p>(鶴岡乳児院の民間移譲の検討)</p> <p>山形県では、鶴岡乳児院の民間移譲の検討を進めているところである。その際、経費削減効果などの経済性を検討項目の一つとするのは当然であるが、セーフティネットとしての機能を踏まえ、想定されるニーズ、交通網や地域の児童養護施設の設置状況などを総合的に勘案し、県内における最適な設置地域・施設数を検討されたい。</p>	意見	P155
2	<p>(福祉型障がい児入所施設の運営方法)</p> <p>一つの例として、給食部門に関して、食費見合(食材料費+人件費)の基準額と実際の費用とを比較検討した結果、実際の費用が基準額を大きく超えていた。本来、平成 22 年度に施設のあり方を検討した際に、このようなコスト分析を施設全体に行うべきであったと考える。今後、福祉型障がい児入所施設の運営にあたっては、県民からのニーズや施設としての役割等を総合的に勘案しつつも、定期的な財務面での検証を十分に</p>	意見	P169

概 要 版

	行い、将来的には、施設全体あるいは一部業務の民間への移行など、より効率的な運営方法について検討されたい。		
第3章 第3 医薬品・診療材料・賄材料			
1	<p>(鶴岡乳児院における医薬品点検の実施)</p> <p>例年、日常的に使用する医薬品の点検を、年に1度、年度末に実施しているが、平成25年度は実施していない。担当者の異動及び業務多忙で適切な引継ぎができなかった、とのことだが、業務分担上も明示されており、安全面からも慎重な管理が望ましいことから、点検を実施すべきである。</p>	指摘事項	P172
第3章 第4 物品			
1	<p>(総合療育訓練センターにおける備品照合体制)</p> <p>備品現品と備品台帳の照合確認は、規程等において年1回実施することが求められているが、平成24年度・平成25年度は、それらの規定に沿った照合確認が実施されていなかった。適正に実施すべきである。</p>	指摘事項	P175
2	<p>(総合療育訓練センターにおける備品台帳の修正)</p> <p>備品台帳に登録されているが、備品現物が確認できない事案があった。過年度に処分した可能性があるとのことであり、規程等に従い、不整合調査報告のうえ台帳の修正等を行うべきである。</p>	指摘事項	P175
3	<p>(総合療育訓練センターにおける備品標示票の貼付)</p> <p>備品標示票の貼付がない備品が確認された。規程等に基づき、備品標示票の貼付を行う必要がある。</p>	指摘事項	P176
4	<p>(やまなみ学園における備品照合体制)</p> <p>備品現品と備品台帳の照合確認が実施されていない年度が複数あった。規程等に基づき、照合確認を実施する必要がある。</p>	指摘事項	P176
5	<p>(やまなみ学園における備品照合確認)</p> <p>平成26年度の備品の照合確認時に使用された「備品一覧表」を閲覧した結果、5件について確認欄が空欄のままであった。照合確認結果は、全備品について調査完了後に提出されるべきである。</p>	指摘事項	P176
6	<p>(やまなみ学園における備品設置場所の記載)</p> <p>備品台帳に登録されている設置場所と実際の場所が異なる備品が確認された。設置場所を変更した場合には備品台帳上の設置場所を修正する必要がある。</p>	指摘事項	P177
7	<p>(やまなみ学園における備品標示票の貼付)</p>	指摘事項	P177

概 要 版

	備品標示票の貼付がない備品が発見された。規程等に基づき、備品標示票の貼付が必要である。		
8	(やまなみ学園における旧様式備品標示票) 物品番号の記載がない旧様式の備品標示票が貼付されている備品が確認された。「常に照合確認に便利なようにする」趣旨に基づき、新しい備品標示票に貼りかえる必要がある。	意見	P177
9	(やまなみ学園における一覧表に記載のない備品) 業務で使用していながら、備品標示票が貼付されておらず、備品一覧表にも記載がないノートパソコンがあった。規程等に基づき、備品標示票の貼付、備品台帳への登録を行う必要がある。	指摘事項	P177
10	(鶴岡乳児院における備品の照合確認実施状況) 平成 25 年度と平成 26 年度の備品の照合確認結果を比較すると、その間、処分した備品がないにもかかわらず、平成 26 年度の照合確認時に現物が確認できなかった備品について、平成 25 年度の照合確認結果では確認印があるものが 9 件、備品の特定が不明なものが 2 件、発見された。照合確認の際は、確実に備品現品と備品台帳とを照合しなければならない。	指摘事項	P178
11	(鶴岡乳児院における備品台帳の修正) 備品現物は過年度に処分したものの、備品台帳が修正されていない事案が確認された。過年度に処分した可能性があるとのことであり、規程等に従い、不整合調査報告のうえ台帳の修正等を行うべきである。	指摘事項	P178
12	(鶴岡乳児院における備品標示票の貼付) 備品標示票の貼付がない備品が確認された。規程等に基づき備品標示票の貼付が必要である。 屋外にあり、備品標示票が剥がれる可能性があるならば、備品台帳の仕様書添付欄に備品の写真データを添付する等、適正な管理ができるよう対応すべきである。	指摘事項	P178
13	(鶴岡乳児院における旧様式備品標示票) 物品番号の記載がない旧様式の備品標示票が貼付されている備品が確認された。「常に照合確認に便利なようにする」趣旨に基づき、物品番号が記載されている新しい備品標示票に貼りかえる必要がある。	意見	P179
14	(総合療育訓練センターにおける遊休資産) 7 件の遊休資産が存在した。新医療棟への移転に合わせ他の資	指摘事項	P180

概 要 版

	産とまとめて廃棄・処分するとのことであるが、規程等に基づき、適時に不用の決定を行う必要がある。		
15	(やまなみ学園における遊休資産) 備品台帳に記載されているパソコンの中に、現在使用していないものがある。規程等に基づき、使用の必要がなくなったもので、他に管理換えしようとしても他の物品管理者が必要としないものであれば、不用の決定を行う必要がある。	指摘事項	P180
第3章 第5 契約			
1	(総合療育訓練センターにおける「事務又は事業実施伺」の記載不備) 執行日の記載のない「事務又は事業実施伺」が発見された。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも、規程等に従い、施行年月日の記載を徹底することが必要である。	指摘事項	P183
2	(総合療育訓練センターにおける「支出伺」の押印漏れ) 公印管理者印の押印が漏れている「支出伺」が複数確認された。規程等に基づき、適正に公印が使用されていることを明らかにするためにも、公印管理者印の押印を徹底することが必要である。	指摘事項	P184
第3章 第6 給与計算			
1	(総合療育訓練センターにおける給与確認事務) 給与の支給誤りにより、追給、戻入をした事案が確認された。算定資料等のチェック体制を確保するなど、再発防止に取り組むべきである。	指摘事項	P190
2	(やまなみ学園における給与確認事務) 給与の支給誤りにより、追給した事案が確認された。算定資料等のチェック体制を確保するなど、再発防止に取り組むべきである。	指摘事項	P191
第3章 第7 出納業務			
1	(鶴岡乳児院における通帳管理) 鶴岡乳児院において、入所児童に対して交付される児童手当の児童ごとの通帳が公金等管理台帳へ記載されていなかった。規程等に基づいて、公金等管理台帳へ適切に記載し、管理する必要がある。	指摘事項	P196
第3章 第8 情報セキュリティ			
1	(総合療育訓練センターにおけるID、パスワード管理)	意見	P197

概 要 版

	<p>医事会計システムのIDとパスワードどちらも4桁で設定しており、IDとパスワードを同じものを使用している。さらに、パスワードの定期的な変更も行われておらず、情報セキュリティが脆弱である。IDとパスワードを異なるものとし、桁数を増すことを検討されたい。</p>		
2	<p>(総合療育訓練センターにおける記憶媒体の管理)</p> <p>USBを6台所有し、総務課のデスクで保管しているが、施錠はなされていない。また、使用の際は「USBメモリ貸出簿」に本人が記入して持ち出し、返却時も本人が記入することになっており、セキュリティが十分に確保されていないと考える。外部記録媒体の保管方法や貸出方法に関するルールを改め、情報セキュリティを確保する必要がある。</p>	指摘事項	P198